

危険動物に関する個別危機管理マニュアル

平成22年 3月

環境衛生部環境生活課

本危機管理マニュアルについては、組織機構等の改正及び想定事例等が変更となった場合には、適時修正を行いながら対応する。(H26.4 一部修正)

目 次

第1章 総 則

- 1 目 的 1
- 2 用語の定義 1
- 3 想定危機 1
- 4 被害想定規模等 1
- 5 危機対応組織体制と各部の役割 1

第2章 平常時の危機管理

- 1 危険動物の危機予防対策 2
- 2 危険動物目撃情報及び緊急時の連絡体制 3

第3章 緊急事態等発生時の対応と対策

- 1 危険動物に対する基本的な対応 4
- 2 緊急対応体制 4
 - (1) 緊急通報に対する確認
 - (2) 胆振総合振興局保健環境部環境生活課への通報及び状況報告
 - (3) 徘徊活動区域の調査確認及び立入規制の実施
 - (4) 現地本部の設置と活動内容

第4章 危機収束時の対応

- 1 被害者の救済と支援 4
- 2 緊急事態等における対応課題の整理 4

危険動物に関する個別危機管理マニュアル

第1章

1 目的

危険動物が市内を徘徊し、市民の生命、身体若しくは財産が危険にさらされると予想される事態又は市民に危害を加えられる事故事態が発生した場合における、危険動物による被害の未然防止警戒対策及び被害住民の救急救助体制を確立することにより市民生活の安全と安心の確保に努めることを目的とする。

2 用語の定義

危険動物とは、市民の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれのある野生動物若しくは愛玩動物又は動物の愛護及び管理に関する法律施行令第1条で規定する特定動物をいう。

3 想定危機

危険動物が市内を徘徊し、市民等に対し危害を加え又は日常的市民生活に長期間にわたり多大な不安と脅威を与える事態の発生。

(郊外や山間部での発見、偶然の遭遇等については危機対象としない。)

4 被害想定規模等

- (1) 危険動物により市民が死亡若しくは負傷する事故事態。
- (2) 危険動物が徘徊することにより、市民の外出、児童生徒の通学通園などができなくなる事態。
- (3) 危険動物が徘徊することにより、長時間にわたり道路閉鎖等による交通障害が発生し、市民生活に支障が生じる事態。

5 危機対応組織体制と各部の役割

危険動物が市内を徘徊し、市民の生命、身体及び財産が危険にさらされると予想される事態又は市民が危害を加えられる事故事態が発生した場合は、環境衛生部を危機対応担当所管部とした初動対応を実施するとともに、緊急事態等対策会議を開催し、関係各部をはじめ苫小牧警察署及び消防本部等の関係機関と連携協力して緊急対策等を実施する。

なお、対象がヒグマの場合は、環境衛生部がヒグマの防除及び被害の防止を目的に市の対応基準として作成した「苫小牧市ヒグマによる被害の防止等に関する要綱」等に基づき、近隣市町及び関係機関と連携を図って緊急事態に対処する。

【主な各部の役割】

担当部局	主 な 役 割
環境衛生部	危険動物の市民通報内容の確認調査及び行動追跡調査、捕獲等の緊急対策について猟友会、警察、消防等関係機関と協議、出動要請と緊急対策を実施する (避難指示、警戒区域の設定、捕獲・射殺等方法の決定と周知)
危機管理室	危機事態等の情報収集、関係部局及び関係機関との情報伝達・総合調整、市民及び事業者への情報提供、緊急事態等対策会議事務局
総合政策部	市民及び事業者への広報、報道機関への情報提供
消防本部	119番市民通報への対応報告、警戒体制及び救急救助体制の確保 緊急警戒区域内市民への警戒広報(消防広報車)
市立病院	救急医療体制の確保(緊急医療体制の整備)
福祉部	社会福祉施設等への危機事態情報の提供、避難指示通報
健康こども部	幼稚園・保育園等への危機事態情報の提供、避難指示通報
教育委員会	学校等の教育委員会所管施設への避難対応等の指示連絡

【主な関係機関】

関係機関	主 な 役 割
苫小牧警察署	110番通報による警察活動、捕獲・警戒体制の現地指揮、捕獲等行動、住民避難行動等に関する連携活動
胆振総合振興局保健環境部環境生活課	危険動物の徘徊行動追跡調査及び捕獲活動と捕獲後の動物等の保護、処分に関すること。
北海道猟友会苫小牧支部 苫小牧市ヒグマ防除隊	危険動物の徘徊行動追跡調査及び捕獲活動と被害防止のための警戒パトロール
大学等研究機関	危険動物の行動や習性等に関する情報提供と捕獲後の動物等の保護、処分に関すること

第2章 平常時の危機管理

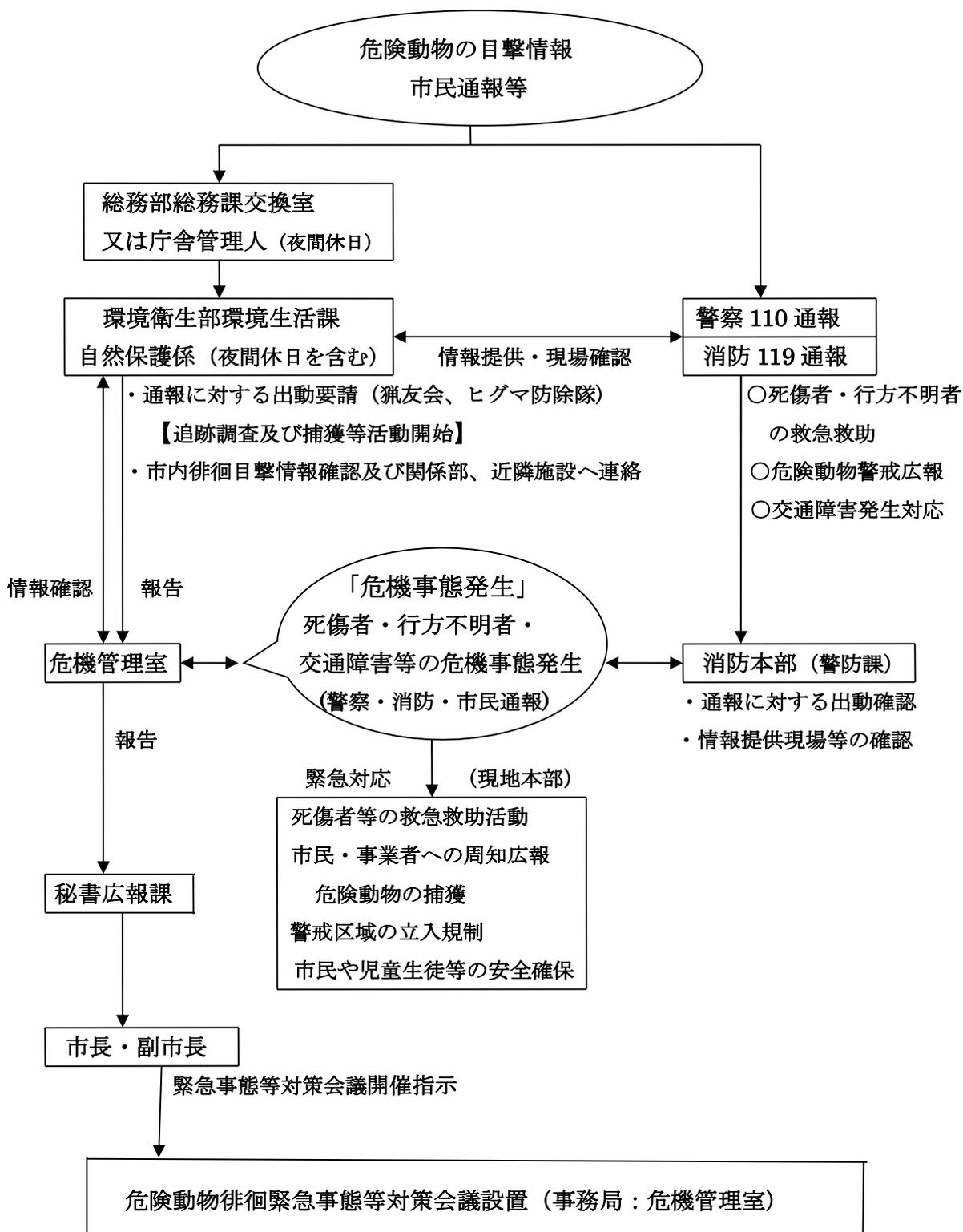
1 危険動物の危機予防対策

危険動物については、普段から行動分析を関係研究機関等と情報共有するなどして行動範囲あるいは行動形態を分析し、注意警戒を要する区域や箇所などへの市民の立ち入りを制限するほか、注意警戒看板を設置するなどの注意喚起を行い、突然の危害発生を未然に防止するなどの対策をとるほか、目撃情報の提供を呼びかけるなど平常時から危険動物への配慮と対応について市民周知を図る。

危険動物については、市民からの目撃情報の迅速な提供とむやみに近づくことのないように市民PRに努めることを重点的に取り組み、市民通報に対する迅速な関係機関との連携協力体制の整備を図るとともに、日頃から情報を収集するなど市民を危害

から守る対策等について調査研究に取り組む。

2 危険動物目撃情報及び緊急時の連絡体制 (フロー図)



第3章 緊急事態等発生時の対応と対策

1 危険動物に対する基本的な対応

- (1) 捕獲、処分等の対応は、動物の生態に詳しい機関等との連携により、市民の安全を十分に確保して行う。
- (2) 周囲の混乱や危害を未然に防止するため警戒区域を設定し、集団登下校体制や当該地域の住民等に不急の外出を控えるよう呼びかけるなど広報活動を重点的に行う。

2 緊急対応体制 ～ 「危険動物徘徊緊急事態等対策会議」設置

- (1) 緊急通報に対する確認 ～ 環境生活課、危機管理室、消防本部
 - ・ 消防本部及び苫小牧警察署への通報内容の情報確認（通報者情報以外も含む）
 - ・ 被害者等の救急救助等の確認と被害状況把握
- (2) 胆振支庁環境生活課への通報及び状況報告 ～ 環境生活課
- (3) 徘徊活動区域の調査確認及び立入規制の実施
 - ・ 調査班の活動開始 ～ 環境生活課、猟友会苫小牧支部等関係機関
 - ・ 警備班の派遣 ～ 警察署、消防本部、危機管理室
 - ・ 苫小牧警察署との連絡調整 ～ 環境生活課及び危機管理室
- (4) 現地本部の設置と活動内容 ～ 危機管理室、環境生活課、消防本部の合同本部
現地本部においては、警察等関係機関と連携をとり、直接対応行動の職員指揮と状況把握を行い対策会議へ適時報告する。（報道対応はしない）
 - ・ 現地本部体制（本部車両配備～防災無線）～ 危機管理室
 - ・ 現地対応指揮 ～ 環境生活課、消防本部、苫小牧警察署
 - ・ 周辺住民への広報活動（避難勧告を含む） ～ 消防本部、危機管理室
 - ・ 立入禁止区域等の警戒規制 ～ 消防本部が苫小牧警察署と協力連携する。
 - ・ 対策会議への状況報告・連絡担当 ～ 危機管理室
 - ・ 徘徊活動区域内の現場広報 ～ 消防本部（一次避難行動）
環境衛生部、市民生活部、教育委員会、福祉部、健康子ども部（二次避難行動）
 - ・ 危険動物の捕獲、処分の決定協議 ～ 環境生活課

第4章 危機収束時の対応

1 被害者の救済と支援

被害にあった市民への「相談窓口」を開設し、被害者救済についての相談をうける。
(環境生活課)

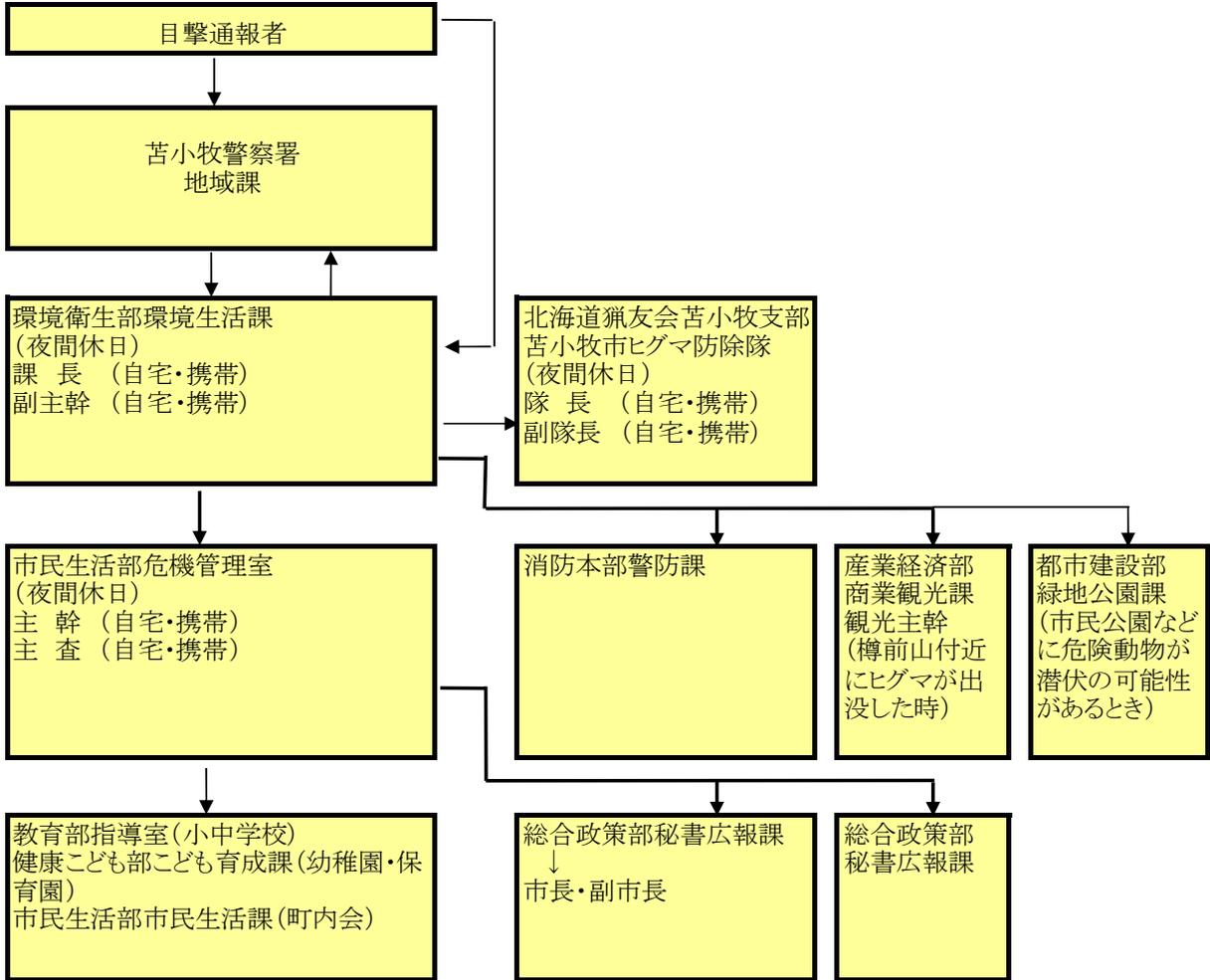
2 緊急事態等における対応課題の整理

北海道等の関係機関と協議し、対策対応についての今後に向けた課題整理を行う。
(環境生活課、危機管理室)

資 料 編

- 資料 1 苦小牧市ヒグマによる被害の防止等に関する要綱
- 資料 2 ヒグマ情報連絡範囲図
- 資料 3 ヒグマ目撃情報連絡系統図

苫小牧市ヒグマ目撃情報連絡系統図



他の組織
胆振総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係
北海道環境科学研究センター野生動物科
千歳市農林振興課生産振興係
恵庭市環境生活課衛生担当
北海道大学研究林
胆振東部森林管理署
北海道胆振総合振興局森林室
とまこまい広域農業協同組合
苫小牧広域森林組合(苫小牧支所)

苫小牧市ヒグマによる被害の防止等に関する要綱

(趣旨)

第1条 人畜及び農作物に被害を加えるおそれのあるヒグマの防除その他ヒグマによる被害の防止については、この要綱の定めるところによる。

(近隣市町及び関係機関との協力)

第2条 ヒグマによる被害の防止のための措置は、近隣市町及び次の各号の関係機関と緊密に連絡をとり、相互の協力によって行わなければならない。

- (1) 北海道胆振総合振興局
- (2) 苫小牧警察署
- (3) 胆振東部森林管理署
- (4) 北海道胆振総合振興局森林室
- (5) とまこまい広域農業協同組合
- (6) 苫小牧広域森林組合(苫小牧支所)
- (7) 北海道猟友会苫小牧支部
- (8) 北海道大学苫小牧研究林

(被害の防止措置)

第3条 ヒグマ発見の通報等があり、人畜及び農作物に被害の発生が予想される場合は、速やかに広報車及び立札による警告その他被害の防止に必要な措置を講ずるものとする。

2 児童、生徒に対する被害を防止するため前項に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 危険地区内における児童、生徒の集団登下校の実施
- (2) 前号の場合における第5条の防除隊員の同行
- (3) 児童、生徒の登下校の際における自動車による送迎
- (4) その他児童、生徒に対する被害の防止に必要な措置

(ヒグマの防除)

第4条 前条第1項の場合は、速やかに所轄警察署に通知するとともに、苫小牧市ヒグマ防除隊（以下「防除隊」という。）を出動させ、ヒグマの発見及び防除に努めるものとする。この場合において、防除隊だけではヒグマによる被害の発生を防止できない最悪の事態には、自衛隊の出動を求めるものとする。

2 前項の防除隊は、本市に住所を有するハンターで、北海道猟友会苫小牧支部の推薦する者のうちから市長が委嘱する者（以下「防除隊員」という。）をもって編成する。

3 第1項の規定により防除隊を出動させたときは、所轄警察署及び関係機関に連絡するものとする。

（出動手当て及び捕獲報償金）

第5条 前条第1項の規定により防除隊を出動させたときは、当該防除隊員に対し、1日につき、予算の範囲内で市長が定める額の出動手当てを支給する。

2 ヒグマを捕獲したときは、1頭につき、親グマ（3歳以上のクマをいう。）の場合にあっては20,000円、子グマ（3歳未満のクマをいう。）の場合にあっては10,000円の捕獲報償金を支給する。

（災害補償）

第6条 第4条第1項の規定により出動した防除隊員が災害を受けたときは、苫小牧市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第27号）の規定に基づき当該災害に対する補償を行うものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和51年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年3月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年8月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年12月8日から実施する。

ヒグマ情報連絡範囲図

- 1 東部工業地区を除く市街化区域内
- 2 上記以外の次の地域
 - (1) 植苗美沢地区で次の地域
 - ①国道36号線の東側全域
 - ②の西側は民家周辺部
 - (2) あげほの町から別々川までの道央自動車道より南側の地域
 - (3) あげほの町から別々川までの道央自動車道より北側で次の地域
 - ①美園町から北大研究林森林資料館付近へ向かう道路周辺
 - ②高丘 (R276) から北大研究林森林資料館へ向かう道路周辺
 - ③R276サイクリング道路第1休憩所付近まで
 - ④第2公園及び高丘森林公園
 - ⑤山手から王子水源地へ向かう道路周辺
 - ⑥道庁樽前錦岡線の錦岡橋より南の地域
 - ⑦アルデンより南の地域(錦大沼を含む)
 - ⑧森田遊園〜ガロー橋より南の地域
 - ⑨別々川川口近の市営牧場入り口より南の地域

